

# 第1章 計画の策定について

## 第1章 計画の策定について

### 1 計画策定の趣旨

諫早市教育委員会では、平成25年4月に「諫早市教育振興基本計画」（平成25年度～平成29年度）を策定し、「学校教育」「地域共育」「文化郷育」を計画の軸となる理念に掲げ、本市教育の充実発展に努めてきました。

この間、少子高齢化や高度情報化、グローバル化の更なる進展など社会情勢の変化に加え、教育委員会制度の改革、学習指導要領の改訂など制度的な枠組みも変革が進められております。

このような状況の中、第1期計画の計画期間が平成29年度で終了となることから「第2期諫早市教育振興基本計画」を策定し、本市教育行政を総合的かつ計画的に推進するものです。

### 2 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法17条第2項の規定に基づく本市の教育振興基本計画であり、「第2次諫早市総合計画」における基本目標の1つ「輝くひとづくり」を実現するための教育分野における計画です。

### 3 計画の期間

平成30年度から平成34年度までの5年間とします。